

「淀川河川公園 西中島地区有料 BBQ 連絡会」の会員募集について

平成 21 年頃より BBQ による大量のゴミの一部が市街地に不法投棄など問題が顕在化し、平成 25 年より BBQ を有料化とし、ゴミ回収処分や警備費用として利用者にご負担頂く取り組みを実施し、河川並びに周辺地域の環境改善および BBQ 利用者の向上が図られた。

今後も引き続き淀川河川公園西中島地区・周辺へのゴミ等の環境悪化を防止し、公園利用者へのサービス向上を図るため、各課題の解決に向けて情報交換を行うと共に改善施策等への協力を行うことを目的として、関係事業者と連携した「淀川河川公園西中島地区 有料 BBQ 連絡会」を発足することになりました。今後、西中島 BBQ 広場を活用される事業者におかれましては、連絡会の目的を理解のうえ賛同される事務局が優良な事業者と認められた構成員としてのみ活動できます。

連絡会実施期間：平成 30 年 8 月 1 日(水)～11 月 30 日(金)

利用時間：9 時 00 分～16:30 (4～5 月/9 月～11 月)

9 時 00 分～18 時 30 分 (6 月～8 月)

※入場設置は駐車場開門時間からとする。

連絡会の構成員の責務

- 1) 周辺のゴミ清掃、迷惑行為等の注意喚起、ゴミの分別
- 2) BBQ 教室その他イベントへの協力
- 3) 連絡会で決定された事項に協力する。
- 4) 「西中島地区有料 BBQ 連絡会」の運用規定に準ずること

連絡会活動エリア：淀川河川公園 西中島地区 (BBQ 指定エリア、並びに周辺地区)

募集期間：平成 30 年 6 月 30 日(土)～7 月 13 日(金)

書類審査の上、当方よりヒアリング日程を郵送で連絡します。

事業者決定：平成 30 年 7 月 23 日 (月)

募集方法：①応募書類：西中島 BBQ 受付所、守口サービスセンターの 2 カ所にて配布

②応募書類の提出：メール又は郵送にて、守口サービスセンター収益事業課宛に応募書類を提出。

連絡先・お問合せ先

〒570-0096 守口市外島町 7-6

一般財団法人公園財団 (淀川河川公園管理センター)

メール：tetsuo-nakaoka@prfj.or.jp

電話：06-6994-0006 (担当；中岡、堀川)

淀川河川公園西中島地区 有料B B Q連絡会設置要領

1. 設置の目的

淀川河川公園西中島地区有料B B Q指定エリアにおける事業を通して、エリア並びに周辺のゴミ等による環境悪化を防止し利用者への安全を確保とサービスの向上を図るため、各課題の解決に向けて情報交換を行うと共に改善施策等への協力を行うことを目的とする。

2. 連絡会の構成員

淀川河川公園西中島地区 有料B B Qエリアでの事業実績があり公募要件を満足すると共に本会の目的を理解のうえ賛同されたうえ事務局が認めた優良な事業者等とする。

3. 応募要領

別紙の通り

4. 連絡会の構成員の責務

- 1) 日常の業務を通してエリア周辺の環境改善に協力する。
 - ・周辺のゴミ清掃
 - ・迷惑行為等の注意喚起
 - ・ゴミ分別協力
- 2) 公園利用者に対するサービス向上に向けた活動へ協力する。
 - ・B B Q教室
 - ・その他必要なイベント
- 3) 連絡会で決定された事項に協力する。

5. 活動実施期間・時間

- 1) 平成30年8月1日(水)～11月30日(金)
- 2) 利用時間 ・9時00分～16時30分(4～5月/9月～11月)
・9時00分～18時30分(6月～8月)

6. 連絡会活動エリア：淀川河川公園 西中島地区(B B Q指定エリア、並びに周辺地区)

7. 連絡会構成員の運用規定

- ①事務局より指定された箇所に駐車するものとする。
- ②一般利用者に配慮した活動とする。
- ③B B Q資材・食材等の搬入出は公園利用者に影響が出ないように実施する。
- ④土日祝祭日の利用にあつては、利用日の2日前に利用人数、テント基数を事務局へ

提出するものとする。

- ⑤キャンセルなどで利用者が来ない場合は速やかに設置物及び資材等を撤去する。
- ⑥一般利用者への利用に大きな影響があると判断される場合は各事業者へエリア縮小の要請を行う場合がある。
- ⑦駐車場開門前又は利用者が不在の場合での場所取りは原則禁止します。
- ⑧駐車場開門前又は利用者が不在の場合での場所取りを発見した場合は撤去します。
- ⑨公園敷地内へは、材料・資材を届けるだけとし、敷地内での営業行為は禁止する。
- ⑩公園敷地を営業活動に使用することも禁止とする。
- ⑪駐車場敷地内の占用的利用の禁止とし、所定の場所で積み降ろしを行い、搬入出の完了後は速やかに車両を公園外に退出させること。
- ⑫設置物および資材等について終了後に速やかに撤去および清掃を行い、原状回復すること。
- ⑬上記の項目に従っていただけない場合は、今後西中島地区の出入りを禁止する。

淀川河川公園西中島地区 有料BBQ連絡会 応募要領

淀川河川公園西中島地区有料BBQ指定エリアにおける事業を通して、エリア並びに周辺のゴミ等による環境悪化を防止し利用者への安全を確保とサービスの向上を図るため、各課題の解決に向けて情報交換を行うと共に改善施策等への協力を行います。

1. 募集期間 : 平成30年6月30日(土)～7月13日(金)

2. 質問受付 : 平成30年7月5日(木)まで

質問票(自由様式)に記載の上、守口サービスセンターまでメールにて提出。

3. 応募者の参加条件について

応募者の参加条件はつぎのとおりです。

- (1) 本企画実施の趣旨、目的、運用規定を理解の上、実施することができる事業者等であること。
- (2) 事務局との打ち合わせ、他の事業者との調整ができる事業者等であること。
- (3) 本企画に応募する取り組みが公序良俗に反しない事業者等であること。
- (4) 応募にかかる費用は、応募する事業者等が負担すること。
- (5) 「民事再生法」、「会社更生法」に基づく手続きを行っていない事業者等であること。
- (6) 本企画に応募する取り組みが法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、許認可等の条件となる免許を有している事業者等であること。
- (7) PL保険に準ずる生産物賠償責任保険に加入していること。
- (8) 自己または、自己の役員等が次のいずれかに該当しないものであることおよび次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ・ (ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ)またはそれらの利益となる活動を行う団体である者
 - ・ (イ) 役員等が暴力団員(暴力団対策法第2条第6号に規定するものをいう。)若しくはこれに準ずる者(以下「暴力団関係者」という。)であるときまたは暴力団関係者が経営に実質的に関与している者
 - ・ (ウ) 役員等が、自社、自己もしくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力または暴力団関係者を利用するなどしている者
 - ・ (エ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者に対して資金等を供給し、または便宜

- を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与している者
- ・ (オ) 役員等が、暴力団または暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ・ (カ) 役員等が、暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者

4. 事業者選考：平成 30 年 7 月 16 日（月）～7 月 20 日（金）

最終面談：書類審査の上、当方よりヒアリング日程を郵送で連絡します。

選考決定：平成 30 年 7 月 23 日（月）以降：選定業者の発表（郵送予定）

5. 応募方法

①応募書類：応募申請書（様式 1）、誓約書（様式-2）、生産物賠償責任保険加入書のコピー、店舗の営業許可書（飲食店営業許可証・食肉販売許可証・魚介類許可証・そうざい製造業許可証など販売品目に対しての許可証）のコピー、販売品目一覧表及び価格（自由様式）

※決定後に著しく販売内容を変更することはできません。

②書類受取方法：西中島 BBQ 受付所、守口サービスセンターにて応募書類配布

③応募書類の提出：メール又は郵送にて、守口サービスセンター収益事業課宛に応募書類を提出ください。

提出先・お問合せ先

〒570-0096 守口市外島町 7-6

一般財団法人公園財団（淀川河川公園管理センター）

メール：tetsuo-nakaoka@prfj.or.jp

電話：06-6994-0006（担当：中岡、堀川）

③7 月 13 日の消印有効：

募集期間を過ぎての提出は受け付けませんのでお気を付けてください。